

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休む、
がと日
の翌)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 療 機 関 等 の 指 定 (保 険 課)

保険医の登録 (〃)
 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの (〃)
 国民健康保険法として登録があつたものとみなされるもの (〃)
 土地改良区の役員の就退任 (二件) (農村整備課)
 土地改良区の解散 (〃)
 土地改良事業の認可 (〃)
 建築基準法により同一敷地内にあるとみなされる二以上の構えをなす建築物 (建築課)

告 示

鳥取県告示第七百三十三号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	平成二年八月一日
関金町国民健康保険診療所	東伯郡関金町大字堀一七五七一	"
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	"
大山町国民健康保険大山診療所	西伯郡大山町今在家四七五	"
日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	"
馬淵歯科医院	鳥取市西町四丁目三一九	"
朝倉歯科医院	米子市上福原一五八一	平成二年八月十三日
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三五一	平成二年八月一日

都橋歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一六五	六	"
伊藤歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一七〇	八 一三	"
中尾歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二七七	"	"
田中歯科医院	気高郡気高町大字勝見六七三 一四	"	"
加藤歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野九六三	"	"
中島歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝九一〇 一四	"	"
藤川歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝一〇〇 二一八	"	"
矢田貝歯科医院	日野郡日野町黒坂一四五〇	"	"
安藤歯科医院	日野郡日野町黒坂一三九〇	"	"
枝原歯科診療所	日野郡日野町根雨六六一二	"	"
増原歯科医院	日野郡日野町根雨三四三一二	"	"
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目一四一	"	"
入沢医院阿毘縁診療所	日野郡日南町阿毘縁一三〇七	"	"
山本薬局	鳥取市行徳は四二五	"	"
阿曾皮膚科クリニック	境港市上道町三三一八一	"	"
有限会社キンタカ淀江店	西伯郡淀江町大字西原一八八 八一五	"	"

医療法人社団山 口外科医院	米子市夜見町二七八一四	"
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八	"
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	"

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
徳山直美	鳥医第四、一九三号	平成二年七月二十五日
亀崎豊実	鳥医第四、一九四号	"
椋島成利	鳥医第四、一九五号	平成二年七月二十六日

鳥取県告示第七百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により次のとおり告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理年月日
医療法人中島整形外科医院	鳥取市新九三―五	平成二年七月一日
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷一一五七	〃
池淵医院	境港市栄町八八	〃
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	〃
中村歯科クリニック	鳥取市戎町四五三	〃
彦歯科クリニック	米子市東福原五六三―三	〃
髙川薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六六	〃

医療法人社団キマチ外科・整形外科医院

西伯郡名和町大字富長七五五―五

〃

鳥取県告示第七百六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
磯 邊 康 行	鳥国医第四、一四三号	平成二年六月十八日
小 柳 俊 二	鳥国医第四、一四四号	〃
中 島 匡 敏	鳥国医第四、一四五号	〃
藤 瀬 尊 史	鳥国医第四、一四六号	〃
藤 田 典 往	鳥国医第四、一四七号	〃

板持 広明	鳥国医第四、一八一号	〃
三原 圭一朗	鳥国医第四、一八二号	〃
門脇 浩司	鳥国医第四、一八三号	〃

鳥取県告示第七百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 杉原 義人 倉吉市鴨河内二一一〇
- 石 賀 貞夫 〃 福山二四六
- 松 本 岩雄 〃 三江四九二
- 大 西 登 〃 小鴨一一四七一―一七
- 上 田 光義 〃 〃 一三五〇―一八
- 幸 本 公雄 〃 上古川六八三―二四
- 山 本 正之 〃 鴨河内二五四二

就任した役員の氏名及び住所

平成二年七月三十一日退任

- 北村 兼蔵 〃 志津九〇―一八
- 山崎 正美 東伯郡関金町大字安歩八四三―一四
- 佐々木 照義 〃 大字大鳥居一一八四
- 藤 井 収 〃 大字松河原一〇六一―七九九
- 日 野 収 〃 大字泰久寺三四八
- 新 田 明信 〃 大字松河原一〇六一―八〇〇
- 監 事 桑 垣 文雄 倉吉市上古川四二五
- 大 田 佳孝 東伯郡関金町大字大鳥居一一八三―一四
- 桑 名 勝 巳 倉吉市北野七〇―一
- 理事 杉原 義人 倉吉市鴨河内二一一〇
- 石 賀 貞夫 〃 福山二四六
- 松 本 岩雄 〃 三江四九二
- 幸 本 公雄 〃 上古川六八三―二四
- 上 田 光義 〃 小鴨一三五〇―一八
- 大 西 登 〃 〃 一一四七一―一七
- 北 村 兼蔵 〃 志津九〇―一八
- 衣 笠 朝雄 〃 鴨河内二六一六
- 山 崎 正美 東伯郡関金町大字安歩八四三―一四
- 佐々木 照義 〃 大字大鳥居一一八四
- 藤 井 収 〃 大字松河原一〇六一―七九九
- 日 野 収 〃 大字泰久寺三四八

安田茂喜 大字松河原一三二六

監事 大田佳孝 東伯郡関金町大字大鳥居一一八三―四

桑名勝巳 倉吉市北野七〇一

山本衛 三江二一〇

平成二年八月一日就任 任期三年

鳥取県告示第七百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 湯原高之 米子市諏訪六二五
 都田計久 〃 〃 三一七
 石原勲 〃 〃 五一四
 西村隆 〃 〃 三五―一
 江原稔 〃 〃 一四―一
 野口辰己 〃 〃 八幡二二二
 棚田滋 〃 〃 三七二

田守允 〃 〃 四七七―一

高田一夫 〃 〃 五三六

内藤良 〃 〃 福市七〇一

中西進 〃 〃 一五九

平木皎 〃 〃 六八七

杉村晴正 〃 〃 一二五七

中島賢治 〃 〃 九二四

田辺肇 〃 〃 一三〇

前田貢 〃 〃 別所一〇七五

影山清久 西伯郡岸本町大殿六四七

長谷川久人 〃 〃 一一一九―三

長原境 〃 〃 坂長八八〇―二

中曾堅 〃 〃 八一四

宅野昇 〃 〃 岩屋谷三五八―二

岩田裕 〃 〃 会見町諸木四七三

伊塚正昭 米子市福市七一五

杉村純一 〃 〃 別所一一八一

植田孝一 西伯郡岸本町坂長一二六五

平成二年七月六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 湯原高之 米子市諏訪六二五
 都田計久 〃 〃 三一七
 石原勲 〃 〃 五一四

監事	西村 隆	三五十一
"	湯原 成	" 一八一
"	野口 辰己	" 八幡三二二
"	棚田 滋	" 三七二
"	田守 允	" 四七七
"	高田 一夫	" 五三六
"	内藤 良	" 福市七〇一
"	中西 進	" 一五九
"	平木 皎	" 六八七
"	杉村 晴正	" 一二五七
"	中島 賢治	" 九二四
"	田 迎 肇	" 一三〇
"	杉村 純一	" 別所一一八一
"	影山 清久	" 西伯郡岸本町大殿六四七
"	長谷川 久人	" 一一一九
"	長原 境	" 坂長八八〇一二
"	中曾 堅	" 八一四
"	宅野 昇	" 岩屋谷三五八一二
"	岩田 裕	" 会見町諸木四七三
"	伊塚 正昭	" 米子市福市七一五
"	諸田 収	" 別所一〇四一
"	植田 孝一	" 西伯郡岸本町坂長一二六五

平成二年七月七日就任 任期四年

鳥取県告示第七百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 浜坂土地改良区
- 上光土地改良区
- 重高土地改良区
- 東土地改良区
- 大原土地改良区

鳥取県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業石脇地区農道整備）を平成二年八月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百一十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物について同法第十八条第三項の規定による通知をしたので、同法第八十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域

鳥取市浜坂五丁目一七三九から一七四二まで、一七四二―二、一七四三、一七四三―二、一七四四から一七四七まで、一七五三、一七五三―二、一七五四、一七五五、一七五五―二、一七五六及び一七五七